

第二 會社解散ノ場合ニ於テ總會ノ招集又ハ株主
ヘノ通知ヲ怠リタルトキ

問 株主名簿ニ不正ノ記載ヲ爲シタルトハ如何

答 不正ノ記載トアルヲ以テ必ス惡意ヲ以テ記載セシ場合ニアラ
サレハ制裁ヲ受ケサルモノト如シト雖モ決シテ否ラス本條ニ
云フ不正ノ記載トハ惡意アリシ場合ハ勿論過誤ニ出テシ場合
ト雖モ尙ホ本條ノ制裁ヲ免カル、ヲ得サルモノトス

第二百五十八條 株式會社ノ取締役ハ左ノ場合ニ於
テハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處セラレ

第一 第二百十六條ノ規定ニ反シ株金ノ全部又
ハ一分ヲ拂戻シタルトキ

第二 第二百十七條ノ規定ニ反シ會社ノ爲メ其

株券ヲ取得シ又ハ質ニ取シ又ハ公賣ニセサル片

第三 第二百十八條又ハ第二百十九條ノ規定ニ

反シ利息又ハ配當金ヲ株主ニ拂渡シタルトキ

第四 第二百二十五條ノ場合ニ於テ會社ノ金匣
財産現在高帳簿及ヒ總テノ書類ノ検査ヲ妨ケ
又ハ求メラレタル説明ヲ拒ミタルトキ

合資會社ノ業務擔當ノ任アル社員又ハ取締役カ第
百五十三條ノ規定ニ反シ利息又ハ配當金ヲ社員ニ
拂渡シタルトキハ亦本條ニ定メタル罰則ヲ之ニ適

用ス

問 本條第二項ノ説明ヲ承リタシ

答 第二項ノ株券ヲ取得シ又ハ質ニ取リトアルハ所有權ヲ失ヒタ
 リト宣言セラレタル株券又ハ負債者ヨリ辨償ノ爲メ若クハ其
 他ノ事由ニ因リ止ムヲ得ス受取タルニアラスシテ株券ヲ取得
 シ又ハ質ニ取リタル場合ヲ云フ

又公賣セサルトキトハ止ムヲ得サル事故ニヨリ會社ニ交附セ
 ラレ若クハ移附シタル株券ヲ一ヶ月内ニ公賣ニ附セサル場合
 ヲ云フ(第二百十七條問答ノ部參看)

第二百五十九條 株式會社ノ清算人ハ左ノ場合ニ於
 テ八十圓以上百圓以下ノ過料ニ處セララル

第一 第二百四十三條ニ定メタル公告ヲ爲スコ
 トヲ怠リタルトキ

第二 第二百五十三條ノ規定ニ反シ破産手續ノ
 開始ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

第二百六十條 株式會社ノ清算人ハ左ノ場合ニ於テ
 ハ二十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處セララル

第一 第二百四十四條ノ規定ニ反シ債權者ニ支
 拂ヲ爲シ始メタルトキ

第二 第二百四十九條ノ規定ニ反シ株主ニ分配
 ヲ爲シタルトキ

(第四節 罰則)

右兩條共別ニ質問ノ廉ナシ

第二百六十一條 前數條ニ掲ケタル過料ハ裁判所ノ命令ヲ以テ之ヲ科ス但其命令ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

過料ノ辨納ニ付テハ業務擔當ノ任アル社員取締役又ハ清算人連帶シテ其責任ヲ負フ

問 本條ニハ過料ノ辨納ニ付テハ業務擔當ノ任アル社員取締役又ハ清算人連帶ニテ其責任ヲ負フトアリ然レモ其違犯ノ所爲カ此等役員ノ一人ニ皈スルトキハ如何スヘキヤ
答 假令一人ノ違犯ニ出テシトキト雖モ過料ヲ納ムルニ付テハ各役員連帶ノ責任アリトス然レモ役員相互ノ間ニ在ツテハ其違犯

カ一人ニ歸スルコトノ分明ナルトキハ其者ノミニテ責任ヲ負ハサルヲ得サルモノトス

第二百六十二條 業務擔當ノ任アル社員取締役、監查役又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處セラル

第一 官廳又ハ總會ニ對シ書面若クハ口頭ヲ以テ會社ノ財産ノ現況若クハ業務ノ實況ニ付キ故意ニ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ不正ノ意ヲ以テ其現況若クハ實況ヲ隱蔽シタルトキ

第二 公告ノ中ニ詐偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ事實ヲ

(第四節 罰則)

隠蔽シタルトキ

前ニ掲ケタル者ノ外會社ノ他ノ役員及ヒ使用人カ
之ト共ニ犯シタルトキハ亦右ノ罰ニ處セラル

問 本條ノ説明ヲ與ヘラレタシ

答 本條ニ規定スル處ハ罰則中最モ重キモノニシテ前數條ハ皆ナ
過料ニ處セラル、ニ止ルモ本條ハ罰金ニ處セラレ且其情重キ
モノハ体刑ニ處セラル、ナリ

本條第一第二ノ犯罪ヲ成立セシムルニハ左ノ三箇ノ要件ナカ
ラサル可ラス故ニ若シ其一ヲ缺クトキハ爲メニ犯罪ハ成立セ
ラルモノトス

一 故意アルコト

二 不實ノ申立ナルコト

三 之レカ爲メ損害ヲ與フヘキコト

右ニ掲ケタルモノ、外會社ノ役員及ヒ使用人カ之ニ共謀シタ
ルトキハ亦右ノ罰ニ處セラル、モノトス

本條ハ合名合資及ヒ株式會社等ニ通シ適用セララル、ナリ

問 本條第一項ニ云フ其情重キトキトハ如何ナル場合ヲ指ス歟

答 其情重キヤ否ハ事實ノ問題ニ涉ルヲ以テ今茲ニ一定ノ標準ヲ
立ツルヲ得ス其情重キヤ否ハ實地ニ就キ裁判官ノ認定如何ニ
アルモノトス

第二百六十三條 發起人カ株式申込ニ付キ詐僞ノ記
載ヲ爲シタルトキハ二十圓以上二百圓以下ノ罰金

(第四節 罰則)

ニ處セラレ

本條ハ別ニ質問ノ点ナシ

第二百六十四條 前二條ニ掲ケタル罰ニ處スルニハ

刑事裁判上ノ手續ヲ以テス

問 過料ト罰金トハ如何ナル差異アル歟

答 過料ハ刑法上ノ犯罪ニアラサレモ罰金ハ之ニ反シ刑法上ノ犯

罪ナリトス

故ニ過料ニ處スルニハ民事裁判所ニ於テ命令ヲ以テ爲スモ罰
金ニ付テハ刑事裁判所ニ於テ治罪法ノ手續ニ從ヒ之ヲ言渡ス
モノナリ

之レカ爲メ不服ノ申立ヲ爲スニ付テモ亦自カラ區別ナキ能ハ

ス例ヘハ過料ニ處セラレ、ノ命令アリシトキハ其不服ハ抗告
ヲ以テ爲スヘシト雖モ罰金ニ處セラレ、ノ言渡アリシトキハ
普通治罪法ノ手續キニ基キ控訴又ハ上告ヲ以テ爲スヘキモノ
トス是レ其差異ナリトス

明治三十三年十二月九日印刷
同 年十二月十日出版

(定價金貳拾五錢)

著 者

東京市日本橋區西川岸町十二番地

鈴木莊太郎

發 行 者

同 京橋區南傳馬町三丁目八番地

河合萬五郎

印 刷 者

同 日本橋區彌亮町三丁目五番地

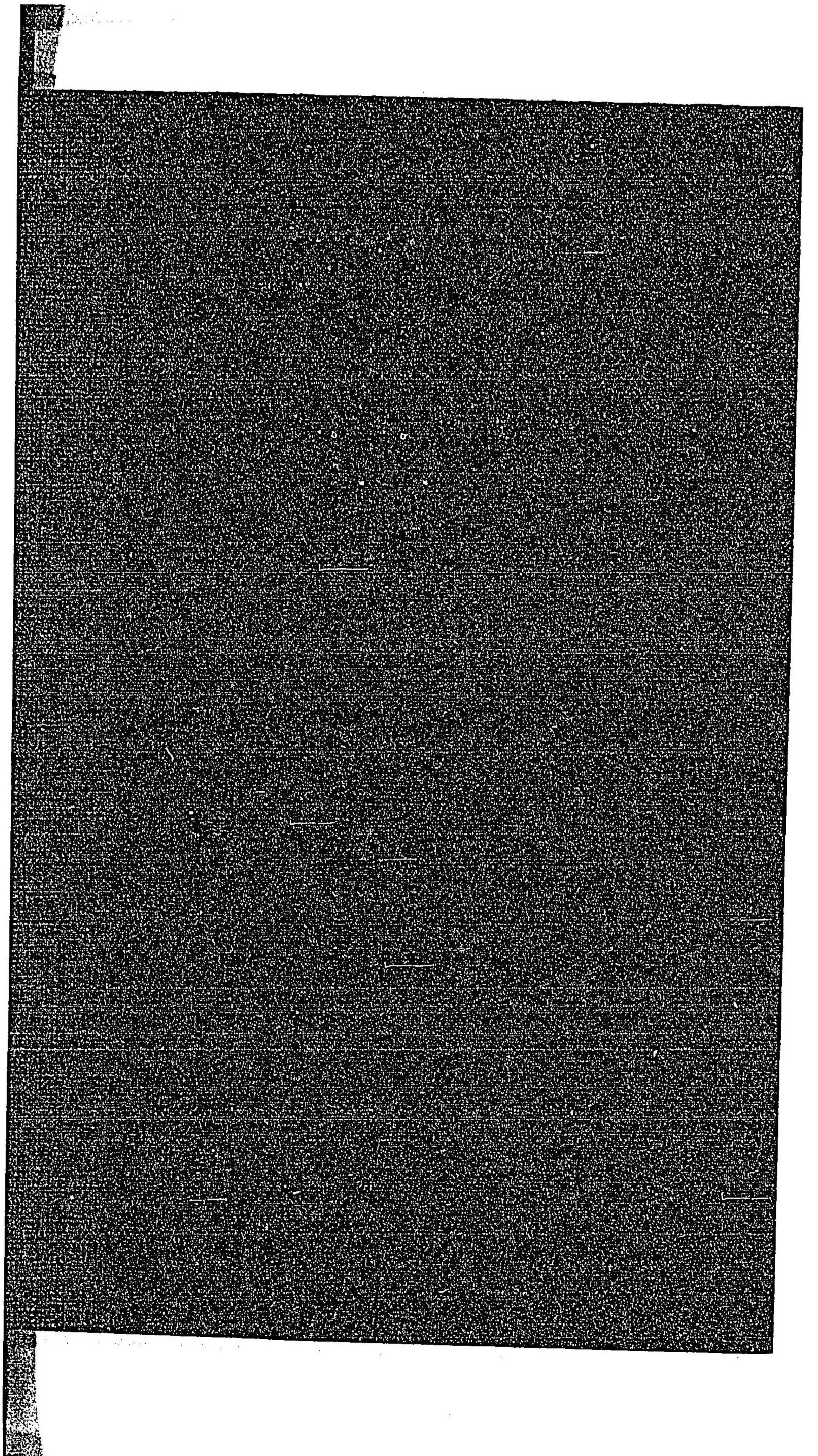
法木德兵衛

發 賣 者

同 同 區通一丁目十五番地

北畠茂兵衛





特16

146

日本商法問答 2

鈴木莊太郎

国立国会図書館